

平成22年7月21日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
平成21年(行コ)第18号違法公金支出金返還請求控訴事件  
(原審・広島地方裁判所平成17年(行ウ)第12号)

口頭弁論終結日 平成22年4月26日

判 決

広島県福山市 [REDACTED]

控訴人 丹下一夫

広島県福山市 [REDACTED]

同 深沢勝枝

広島県福山市 [REDACTED]

同 佐藤福男

上記3名訴訟代理人

弁護士 三谷浩二郎

広島県福山市東桜町3番5号

被控訴人 福山市長 羽田皓

同訴訟代理人弁護士 中川哲吉

同 内林誠之

同 土本育司

同 指定代理人 近藤洋児

同 道廣修二

同 岸田清一人

同 坂本正文

同 杉野昌平

同 杉島由紀

広島県福山市 [REDACTED]

被控訴人補助参加人

戸守

学

広島県福山市 [REDACTED]

同

高

橋

克

浩

広島県福山市 [REDACTED]

同

渡

邊

真

広島県福山市 [REDACTED]

同

的

場

豊

広島県福山市 [REDACTED]

同

木

村

泰

起

広島県福山市 [REDACTED]

同

小

川

元

信

広島県福山市 [REDACTED]

同

松

岡

聖

泰

広島県福山市 [REDACTED]

同

井

上

盛

博

上記 8 名訴訟代理人

弁護士

外

山

佳

昌

同

藤

原

修

身

同

増

田

義

憲

同

山

田

延

廣

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、被控訴人補助参加人らに対し、別紙記載の各金員の支払を請求せよ。
- 3 訴訟費用は、第1，2審とも、被控訴人の負担とし、参加費用は、第1，2審とも、被控訴人補助参加人らの負担とする。

事実及び理由

## 第1 当事者の求めた裁判

### 1 控訴人ら

- (1) 主文1, 2項と同旨
- (2) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

### 2 被控訴人

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

#### (1) 原審における訴訟経過

控訴人らは、①主位的に、被控訴人が、広島県福山市（以下「福山市」という。）の一般職であり、福山市職員労働組合（以下「市職労」という。）又は福山市現業労働組合（以下「現労」といい、市職労と併せて「市職労等」という。）の幹部役員である被控訴人補助参加人らに対し、正当な理由なく職務専念義務を免除してその勤務時間中市職労等の組合活動に従事することを許容し、被控訴人補助参加人らが福山市の公務に従事していないにもかかわらず、平成16年10月1日から平成17年3月31日又は同年6月30日までの間の給与の支給を停止するなどの指揮監督権限を行使しなかつたことが、不法行為に当たり、これに加担した被控訴人補助参加人らも共同不法行為者として不法行為責任を負うところ、被控訴人補助参加人らが上記の期間に支給を受けた給与相当額の損害が福山市に生じていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、被控訴人補助参加人らに対して上記の給与相当額の各損害金及びこれらに対する不法行為の後の日であり訴状送達の日の翌日である平成17年9月1日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するように求め、②予備的に、被控訴人補助参加人らが、福山市の公務に従事していない

にもかかわらず、上記の期間に給与の支給を受けたことにより、法律上の原因なく利益を受け、そのために福山市に給与相当額の損失が生じていると主張して、同号に基づき、被控訴人に対し、被控訴人補助参加人らに対して上記の給与相当額の不当利得金及びこれに対する訴状送達の日の翌日である前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するように求めた。

被控訴人及び被控訴人補助参加人らは、被控訴人補助参加人らは福山市の公務に従事していたものであるから、被控訴人の被控訴人補助参加人らに対する給与の支給は不法行為には当たらないし、被控訴人補助参加人らに不当利得が生じているともいえないなどと反論して、控訴人らの各請求を争った。

原審は、被控訴人は被控訴人補助参加人らの職務専念義務を免除する手続を執っているが、これは、被控訴人補助参加人らの福山市の公務に専念する義務を免除したものではなく、本務職場を離れ、福山市の自治体改革推進委員会等の業務に従事することを承認したものであり、被控訴人補助参加人は上記の期間福山市の公務に従事していたものと認められるから、被控訴人の被控訴人補助参加人らに対する給与の支給は不法行為には当たらないし、被控訴人補助参加人らに不当利得が生じているともいえないなどとして、控訴人らの請求をいずれも棄却する判決をした。

## (2) 当審における訴訟経過

控訴人らは、原判決を取り消し、控訴人らの請求をいずれも認容することを求めて本件控訴を提起した。

## 2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

次のとおり補正するほかは、原判決2頁22行目から4頁24行目までと同じであるから、これを引用する。なお、原判決中「補助参加人」とあるのは、

すべて「被控訴人補助参加人」に改める。

(1) 3頁5行目の「者である」の次に「（なお、上記期間において、被控訴人補助参加人らのうち井上は現労の執行委員長であったが、その余の被控訴人補助参加人らは市職労の幹部役員であり、戸守はその執行委員長、高橋、渡邊及び的場はその副執行委員長、木村、小川及び松岡はその執行委員であった。）」を加える。

(2) 3頁17行目から22行目までを、次のとおりに改める。

「ア(ア) 福山市の職務に専念する義務の特例に関する条例2条は、次のとおり定めている（乙1）。

職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- ① 研修を受けるとき。
- ② 厚生に関する計画の実施に参加するとき。
- ③ 前2号に規定する場合を除くほか、規則で定めるとき。

(イ) 前記(ア)の条例2条3号を受けて、福山市の職務に専念する義務の特例に関する規則2条は、次のとおり定めている（乙2）。

職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例（=前記(ア)の条例）2条3号の規定により、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- ① 職員が、職員としての地位又は職員として得た知識経験に基づき、公益法人の役職員としてその職務を兼務する必要があると認めたとき。
- ② 前号に規定する場合のほか、市長において職務に専念する義務を免除することが適当であると認めたとき。

イ 戸守は、平成16年9月28日、市職労の執行委員長として、被控訴人

及び福山市教育委員会教育長に対し、期間を平成16年10月1日から平成17年9月30日までとして、自治体改革推進委員会の職員側委員として戸守及び高橋を、厚生事業委員会兼自治体改革推進委員会の職員側委員として渡邊及び的場を、厚生事業委員会の職員側委員として木村を、安全衛生委員会の職員側委員として小川及び松岡をそれぞれ推薦し（乙4の4、5の4。以下、上記の三委員会を併せて「本件三委員会」という。）、また、井上は、平成16年9月28日、現労の執行委員長として、被控訴人に対し、安全衛生委員兼厚生事業委員として自らを推薦した（乙4の5）。

ウ(ア) 戸守及び高橋は、同月27日、被控訴人に対し、自治体改革推進に関する業務に従事するため、職務に専念する義務の特例に関する条例2条の規定に基づき、同年10月1日から平成17年9月30日まで、職務に専念する義務の免除の承認を求める「職務に専念する義務の免除承認願」を提出した（乙4の3の1・2）。

(イ) 渡邊は、平成16年9月27日、被控訴人に対し、職員の福利厚生事業に関する業務及び自治体改革推進に関する業務に従事するため、職務に専念する義務の特例に関する条例2条の規定に基づき、同年10月1日から平成17年9月30日まで、職務に専念する義務の免除の承認を求める「職務に専念する義務の免除承認願」を提出した（乙4の3の3）。

(ウ) 的場は、平成16年9月27日、福山市教育委員会教育長に対し、職員の福利厚生事業に関する業務及び自治体改革推進に関する業務に従事するため、職務に専念する義務の特例に関する条例2条の規定に基づき、同年10月1日から平成17年9月30日まで、職務に専念する義務の免除の承認を求める「職務に専念する義務の免除承認願」を提出した（乙5の3の1）。

(エ) 木村は、平成16年9月27日、福山市教育委員会教育長に対し、職員の福利厚生事業に関する業務に従事するため、職務に専念する義務の特例に関する条例2条の規定に基づき、同年10月1日から平成17年9月30日まで、職務に専念する義務の免除の承認を求める「職務に専念する義務の免除承認願」を提出した（乙5の3の2）。

(オ) 小川及び松岡は、平成16年9月27日、被控訴人に対し、職員の労働安全と労働衛生に関する業務に従事するため、職務に専念する義務の特例に関する条例2条の規定に基づき、同年10月1日から平成17年9月30日まで、職務に専念する義務の免除の承認を求める「職務に専念する義務の免除承認願」を提出した（乙4の3の4・5）。

(カ) 井上は、平成16年9月28日、被控訴人に対し、職員の労働安全と労働衛生に関する業務及び職員の福利厚生に関する業務に従事するため、職務に専念する義務の特例に関する条例2条の規定に基づき、同年10月1日から平成17年9月30日まで、職務に専念する義務の免除の承認を求める「職務に専念する義務の免除承認願」を提出した（乙4の3の6）。

エ 福山市は平成16年9月28日、また、福山市教育委員会は同月30日、前記ウの各承認願について、次のとおりの内容で決裁を経た（乙4の1、5の1）。

(ア) 免除する理由

職員の福利厚生、労働安全衛生及び服務・給与制度を始めとする各種行政課題の改善に向け、各職場の意見聴取・調整や課題解決のための企画・立案・資料作成等の業務に従事するため

(イ) 免除する職員及び業務従事内容

(市職労)

戸守　　自治体改革推進に関する業務

高橋 同上

渡邊 職員の福利厚生事業に関する業務及び自治体改革推進に関する業務

松岡 職員の労働安全と労働衛生に関する業務

小川 同上

的場 職員の福利厚生事業に関する業務及び自治体改革推進に関する業務

木村 職員の福利厚生事業に関する業務

(現労)

井上 職員の労働安全と労働衛生に関する業務及び福利厚生事業に関する業務

(ウ) 免除する期間

平成16年10月1日から平成17年9月30日まで

才 被控訴人及び福山市教育委員会教育長は、平成16年10月1日ころ、戸守、高橋、渡邊、松岡、小川、井上、的場及び木村に対し、前記ウの各承認願について承認した（乙4の2の1～6、5の2の1・2）。

力 当時、被控訴人補助参加人らを除く市職労等の幹部役員7名が、地方公務員法55条の2第1項ただし書に基づき、組合活動に専従するための許可を受けていた。上記7名とは、市職労の副執行委員長であった岡田誠（以下「岡田」という。），その書記長であった藤井則正（以下「藤井」という。），その書記次長であった新谷昌亮（以下「新谷」という。），その執行委員であった栗田博（以下「栗田」という。），その特別執行委員であった梶山泰及び清水寛敏並びに現労の書記長であった赤木昭和（以下「赤木」という。）であった。なお、市職労の第92回定期大会議案集（含報告集。甲32）の11頁には、平成15年10月1日当時、市職労の専従が11名であったと記載されているが、この人数は、平成16年1

0月1日当時の人数と比較すると5名も多い。」

(3) 3頁23行目から4頁1行目までを、次のとおりに改める。

「(4) 被控訴人補助参加人らの本件三委員会の委員への就任

被控訴人補助参加人らは、平成16年10月1日、次のとおり、本件三委員会の委員にそれぞれ就任し、市職労等の事務所を主な活動場所として、本件三委員会に関する活動を行うようになった。もっとも、被控訴人らが被控訴人補助参加人らを本件三委員会の委員に選任する旨の文書（辞令書等）は、何ら作成されておらず、また、福山市において、本件三委員会の位置付け、業務内容等を明確にした綱領等も存在しない。」

(4) 4頁9行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「(5) 平成16年10月から同年12月までの被控訴人補助参加人らの本件三委員会に関する活動（なお、被控訴人及び被控訴人補助参加人らが主張する被控訴人補助参加人らの本件三委員会に関する活動のうち、陳述書以外の書証が存在しないものや、陳述書以外にも書証が存在するものの、当該書証では活動をした者を具体的に特定することができないものについては、活動があったものとは認めることができないと当審は判断するので、念のため付言する。）

ア 被控訴人及び被控訴人補助参加人らが自治体改革推進委員会に関する活動と位置付けるもの

(ア) 平成16年10月分

a 同月2日（土曜日）

的場は、同日、岡田及び新谷と共に、99名が参加して東部市民センター会議室で開催された「公民館職場の業務内容検討会議」に出席し、指定管理者制度についての協議等を行い、同月6日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記検討会議は、岡田が講演を行ったものであり、市職労の「公民館嘱託職員部会第13回定

期総会」として、市職労の第94回定期大会議案集（甲35。以下「本件議案集」という。）の行動日誌の中に、市職労の行動として明記されている（甲35の159頁、181頁、丙1、弁論の全趣旨）。

b 同月5日（火曜日）

戸守、高橋、渡邊、的場、木村、小川及び松岡は、同日、岡田、藤井、新谷及び菜田と共に、市職労会議室で、自治体改革推進検討会議（後記e(a)の自治体改革推進委員会に備えた打合せ）を行い（福山市担当職員は出席していない。），市職労の産別課題である①嘱託職員の報酬に関する課題、②調整手当、③現業関係職員の職名、④沼隈町との合併に関わる課題について協議し、藤井が、同月6日、市職労に対し、その結果を報告した（丙2、弁論の全趣旨）。

c 同月6日（水曜日）

小川は、同日、岡田と共に、17名が参加して福山市立動物園会議室で開催された「福山市立動物園整備にかかる会議」に出席し、動物園及びメモリアルパーク将来計画策定委員会で議論される予定のペンギン舎の新築について協議し、検討した改善事項を上記委員会に提言することなどを確認し、同月8日、市職労に対し、その結果を報告した（丙3）。

d 同月7日（木曜日）

(a) 高橋は、同日、福山市の市民生活課の職員との間で、福山市役所131会議室で、福山市が同年9月29日に南学区町内会連合会からの要望に基づき応ずることを内定していた道三川の樹木せん定作業について協議し、町内会での維持管理が本来であるが、道三川の活性化と今後町内会で責任を持って維持管理していくこ

とが確認できれば、今回に限り実施していくこととし、同年10月8日、市職労に対し、「今後の地域住民との協働について、拡げていく取り組みは当然ではあるが、依頼内容・団体など説明責任が果たせるよう整理しておく必要がある。」と報告した（乙39の1、丙4）。

(b) 渡邊及び松岡は、同月7日、栄田と共に、15名が参加して市職労会議室で開催された市職労の保育所調理員部会の保育所調理公務労働拡大ブロック代表者会に出席し、公立保育所体制問題における調理業務の在り方（直営の役割）について協議し、今後の公立保育所の在り方（調理業務の在り方）を作り上げていく必要があることや、ブロック別学習会を行う必要があることなどを確認し、松岡が、同月14日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記代表者会は、市職労の「保育所調理員部会ブロック代表者会」として、市職労の現業評議会の第41回定期大会議案集（以下「現評議案集」という。）の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている。（甲31の40頁、35、丙5、証人松岡）。

e 同月8日（金曜日）

(a) 渡邊、的場、木村及び松岡は、同日午前9時から、藤井、新谷及び栄田と共に、22名（うち福山市担当職員は15名である。）が参加して福山市役所東棟302会議室で開催された自治体改革推進委員会に出席し、人事院勧告の状況、市職労の産別課題（嘱託職員の報酬等）及び沼隈町との合併に関わる課題について協議し、藤井が、同月12日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、福山市担当職員が上記委員会に当たって作成した資料には、出席者として、「組合側7人、当局側15人」と記載さ

れており、「組合側7人」の中には、上記委員会に出席した本件三委員会の委員の数だけではなく、上記委員会に出席した市職労の専従である藤井、新谷及び栄田の数も加算されており、このような取扱いは、その後も常態化して行われている（甲26、27、乙7、丙6）。

(b) 高橋は、同月8日、福山市担当職員4名と共に、道三川周辺で、道三川の樹木せん定作業の現地確認を行い、せん定、清掃方法等の作業手順を確認し、同月12日、市職労に対し、その結果を報告した（丙7）。

(c) 小川は、同月8日、岡田と共に、5名が参加して福山市立動物園会議室で開催された「福山市立動物園整備にかかる会議」に出席し、「富谷公園内大型遊具の設置にかかる調整」について協議し、「隣接する動物園として、管理等（苦情を含む）の課題に対しては、動物園職員が積極的に対応していかなければならぬこと」を提言することなどを確認し、同月13日、市職労に対し、その結果を報告した（丙8）。

f 同月13日（水曜日）

(a) 戸守、渡邊、的場及び松岡は、同日、藤井及び新谷と共に、市職労会議室で、就学前（保育所・幼稚園）再整備検討会議を行い（福山市担当職員は出席していない。），福山市の就学前施設の体制整備について協議し、当面は、就学前施設全体としての整備計画、保幼一元化、施設の共用等について検討していくことなどを確認し、渡邊が、同月14日、市職労に対し、その結果を報告した（丙9）。

(b) 戸守、高橋、渡邊、的場、木村、小川及び松岡は、同月13日、岡田、藤井、新谷及び栄田と共に、市職労書記局で、同月1

5日開催の「(仮称)福山市西部市民センターの建設にかかる検討会議」に備えた打合せを行い(福山市担当職員は出席していない。), 基本的な考え方や取り組み方について協議し, 住民サービスの拡充に向けた支所機能の在り方の検討と併せ, 松永支所職員の意見等も参考にしながら, 今後の取組を進めていくことを確認し, 岡田が, 同月14日, 市職労に対し, その結果を報告した(丙10)。

(c) 小川は, 同月13日, 岡田と共に, 7名が参加して市職労会議室で開催された「福山市立動物園整備にかかる会議」に出席し, ペンギン舎の新築工事に関わる職場の意見を聞き, 施設規模等を確定するために, 導入するペンギンの種別・数を確定していくことなどを「動物園及びメモリアルパーク将来計画策定委員会」に提言することなどを確認し, 同月15日, 市職労に対し, その結果を報告した(丙11)。

なお, 上記委員会は, 同月13日午前10時から福山市役所東棟303会議室で開催されていたが, 被控訴人補助参加人らは, これに出席していない(乙41の1, 弁論の全趣旨)。

g 同月15日(金曜日)

(a) 岡田及び藤井は, 同日, 11名が参加して福山市役所東棟4階会議室で開催された「(仮称)福山市西部市民センターの建設にかかる検討会議」に出席し(被控訴人補助参加人らは一人も出席していない。), 福山市担当職員から, 上記センターの機能等についての考え方についての説明を受け, 住民サービスの状況を踏まえ, 支所の機能をどうするのかといったことも, 併せて検討を進めていく必要があること, 今後, 松永支所職員の意見も聞きながら, 具体的な内容を検討していくことなどを確認し, 岡田

が、同月 18 日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、福山市担当職員が上記検討会議に当たって作成した資料には、出席者として、「当局側 9 人、組合側 2 人」と記載されている（甲 7, 8, 乙 8, 丙 12）。

(b) 高橋及び渡邊は、同月 15 日午後 6 時 30 分から、15 名が参加して市職労第 1 会議室で開催された市職労の保健師部会の保健師学習会に出席し、母子保健事業等について協議し、課題を学習会などを通じて整理し、検討していくことなどを確認し、渡邊が、同月 18 日、市職労に対し、その結果を報告した（甲 35, 丙 13, 弁論の全趣旨。なお、丙 13 の 1 枚目には、単に、保健師学習会としか記載されていないが、その 2 枚目以下には、「要書」、「執行委員と協議」、「せっかく保健師部会が結成された」等という記載がされており、この学習会が、本件議案集〔甲 35〕の 150 頁以下に記載されている市職労の保健師部会の学習会であることは明らかである。）。

h 同月 17 日（日曜日）

戸守、高橋、的場、木村及び小川は、同日午前 7 時から約 1 時間、新谷及び栄田と共に、55 名が参加して芦田川大渡橋周辺で開催された「福山明るいまちづくり協議会」主催の「『環境にやさしい都市づくり』全市一斉清掃」に参加し、高橋が、同月 18 日、市職労に対し、今後は、より広範な取組としていく必要があるなどと報告した（丙 14）。なお、上記の活動は、「列島クリーンキャンペーン」として、本件議案集の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている（甲 35 の 181 頁）。

i 同月 18 日（月曜日）

高橋及び木村は、同日午前 9 時 30 分から正午まで、岡田と共に

に、19名が参加して福山市役所本庁12階121会議室で開催された「第6回学校技術員ブロック調整担当者会議」に出席し、労働安全衛生・公務災害の未然防止対策等について協議し、高橋が、同月19日、市職労に対し、その結果を報告した（丙15）。

j 同月19日（火曜日）

渡邊及び松岡は、同日、藤井と共に、30名が参加して市職労書記局第1会議室で開催された保育所職場公務労働拡大検討会に出席し、公立保育所の担う役割や機能等について協議し、公立保育所を利用している保護者の声（不満・要望）をまずはしっかりと受け止め集約することが必要であることなどを確認し、松岡が、同月25日、市職労に対し、その結果を報告した（丙16）。

なお、南学区町内会連合会役員らと福山市の総務課等の職員は、同月19日、福山市役所3階33会議室で、道三川の樹木せん定作業の具体的な取組について協議しているが、その場には、上記作業の打合せに参加してきた高橋だけでなく、被控訴人補助参加人らのいずれもが参加していない（乙39の2、弁論の全趣旨）。

k 同月25日（月曜日）

(a) 戸守、高橋、渡邊、的場、木村、小川及び松岡は、同日、岡田、藤井、新谷及び栄田と共に、市職労会議室で、自治体改革推進検討会議（後記イのb(a)の自治体改革推進委員会に備えた打合せ）を行い（福山市担当職員は出席していない。），同月8日の自治体改革推進委員会での説明を踏まえ、「調整手当廃止に伴う財源の市民サービスの充実に向けた対応」等について協議し、「これまで、行政として財政的な課題から改善できていなかった内容で、子どもに関わる内容について進めて行くこと」などを同年11月5日開催の自治体改革推進委員会に提起し、また、同月

12日開催の市職労組織集会に提起していくことなどを確認し、藤井が、同年10月26日、市職労に対し、その結果を報告した（丙17、弁論の全趣旨。なお、丙17の「11月11日の集会」という記載部分については、「11月12日の集会」の誤記と認める〔丙32参照〕。）。

(b) 的場は、同年10月25日午後6時から午後8時まで、新谷と共に、90名が参加して福山市役所本庁3階大会議室で開催された市職労の養護部会の「SCP養護教諭主催の自治研修会」に参加し、「LD, ADHD, 高機能自閉症(HFA)をもつ子どもたちの理解と社会性支援」についての講演を聞き、新谷が、同月26日、市職労に対し、今後もこうした専門的業務の充実に向けた学習会を重ねる必要があるなどと報告した。なお、上記学習会は、市職労の「養護部会全体学習会」として、本件議案集の行動日誌の中に、市職労の行動として明記されている（甲35の182頁、丙18、弁論の全趣旨）。

(c) 高橋は、同月25日、道三川周辺代表者ら7名が参加した南公民館等での道三川の樹木せん定作業の事前打合せに参加し、予定作業内容を確認し、同月26日、市職労に対し、その結果を報告した（乙39の5、丙19）。

#### 1 同月26日（火曜日）

渡邊及び松岡は、同日、藤井と共に、180名が参加して人権交流センター3階学習室で開催された市職労の保育所職場代表者会に参加し、「公立保育所再編整備に伴う、公立保育所の役割・在り方」等について協議し、松岡が、同月27日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記代表者会は、市職労の「保健所部会代表者会議」として、本件議案集の行動日誌の中に、市職労の活動と

して明記されている（甲35の182頁，丙20，弁論の全趣旨）。

m 同月29日（金曜日）

高橋及び渡邊は、同日、岡田及び栄田と共に、18名が参加して市職労会議室で開催された給食士公務労働拡大検討会議に出席し、夏季共同作業の総括を行い、給食士全体の取組になり得ていない部分の克服が必要であることなどを確認し、高橋が、同年11月4日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記会議は、市職労の「給食士部会常任委員会」として、現評議案集の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている（甲31の41頁，丙21）。

なお、南学区町内会連合会役員らは、同年10月29日、福山市の総務課等の職員に対し、行政と一体となって道三川の整備を行いたいと提案しているが、その場には、これまで道三川の樹木せん定作業の打合せに参加してきた高橋だけでなく、被控訴人補助参加人のいずれもが参加していない（乙39の2，弁論の全趣旨）。

(イ) 平成16年11月分

a 同月2日（火曜日）

小川は、同月2日、岡田と共に、18名が参加して市職労会議室で開催された放課後児童クラブ業務検討会議に出席し、カーペットの張り替え、緊急時の安全対策等について協議し、その結果を教育委員会に提言していくことなどを確認し、同月5日、市職労に対し、その結果を報告した（丙22）。

b 同月5日（金曜日）

(a) 渡邊、的場、木村及び松岡は、同日午後3時から、藤井、新谷及び栄田と共に、19名（うち福山市担当職員は12名であ

る。) が参加して福山市役所東棟 304 会議室で開催された自治体改革推進委員会に出席し、一時金、給与改定、調整手当廃止に伴う財源の使途、市職労の産別課題（臨時・嘱託職員の報酬等）等について協議し、藤井が、同月 8 日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、福山市担当職員が上記委員会に当たって作成した資料には、出席者として、「組合側 7 人、当局側 12 人」と記載されている（甲 28, 29, 乙 9, 丙 23）。

(b) 高橋及び渡邊は、同月 5 日、桑田と共に、17 名が参加して市職労会議室で開催された給食士公務労働拡大検討代表者会議に出席し、冬季共同作業の取組等について協議し、共同作業実施可能日を同年 12 月 24 日にすることなどを確認し、高橋が、同年 1 月 11 日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記会議は、市職労の「給食士部会代表者会」として、現評議案集の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている（甲 31 の 4 1 頁、丙 24）。

c 同月 8 日（月曜日）

(a) 高橋及び木村は、同日、岡田と共に、7 名（うち福山市担当職員は 4 名である。）が参加して福山市役所総務課会議室で開催された公務労働拡大推進検討会議に出席し、道三川の樹木せん定作業（協働作業）の取組等について協議し、市民との協働の作業であり、特に安全衛生に気を配る必要があることを確認し、岡田が、同月 9 日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、福山市担当職員が上記会議に当たって作成した資料には、出席者として、「当局側 4 人、組合側 3 人」と記載されている（乙 10, 39 の 2, 丙 25）。

(b) 高橋及び木村は、同月 8 日、岡田及び桑田と共に、12 名が参

加して市職労第1会議室で開催された市職労の現業評議会学校技術員部会の「学校技術員女性ブロックの新体制の構築にむけた会議」に出席し、「学校技術員部会女性ブロックの再構築にむけて（案）」の内容等について協議し、木村が、同月10日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記の案の冒頭には、「市職労運動として学校技術員部会の女性組合員に対して、『公務労働拡大』の一環として『花づくり』の取り組みを開始した当時、組織としても『女性としての仕事のあり方をどう模索し確立するのか』という大きな課題を抱えていました」などと記載されている（丙26）。

d 同月10日（水曜日）

小川は、同日、岡田と共に、9名が参加して市職労会議室で開催された「福山市立動物園整備にかかる会議」に出席し、ペンギン舎の新築工事にかかる要望事項等の必要経費の調査等について協議し、上記要望事項の実現に伴う必要経費（購入価格・維持費等）に係る資料を職場で作成することなどを動物園及びメモリアルパーク将来計画策定委員会へ提言することなどを確認し、同月15日、市職労に対し、その結果を報告した（丙27）。

e 同月11日（木曜日）

(a) 高橋及び木村は、同日、岡田と共に、5名が参加して市職労第1会議室で開催された市職労の現業評議会学校技術員部会の「学校技術員女性ブロックの新体制の構築にむけた会議」に出席し、「学校技術員部会女性ブロックの再構築にむけて（案）」の内容等について協議し、木村が、同月15日、市職労に対し、その結果を報告した（丙28）。

(b) 高橋及び渡邊は、同月11日、9名が参加して市職労第1会議

室で開催された市職労の保健師部会学習会に出席し、研修の報告を受けたり、沼隈町との合併等について協議し、渡邊が、同月15日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記学習会の資料には、「保健師部会要求書提出について」と題する項目があり、「11月19日までに文書で回答がある。回答書をふまえて次回の学習会で話し合う。」という記載がある（丙29）。

f 同月15日（月曜日）

(a) 的場は、同日、岡田と共に、15名が参加して市職労会議室で開催された「福山市の体育振興と生涯スポーツの充実・拡大に向けた検討会議」に出席し、同年5月28日に提起されていた職場討議案等について協議し、体育振興事業団の今後の在り方と利用者（市民）サービス拡大について、今回職場で議論・整理した内容を提言していくことなどを確認し、同年11月18日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記討議案には、「組合員の身分保障…をどうするべきかの議論を重ねてきました」という記載がある（丙30）。

(b) 渡邊及び松岡は、同月15日、棄田と共に、15名が参加して市職労会議室で開催された市職労の保育所調理員部会の保育所調理公務労働拡大ブロック代表者会に出席し、公立保育所体制問題における調理業務の在り方（直営の役割）等について協議し、松岡が、同月19日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記代表者会は、市職労の「保育所調理員部会ブロック代表者会」として、現評議案集の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている（甲31の41頁、35、丙31、証人松岡）。

g 同月16日（火曜日）

(a) 戸守、高橋、渡邊、的場、木村、小川及び松岡は、同日、岡

田、藤井、新谷及び栄田と共に、市職労会議室で自治体改革推進検討会議（同月 17 日の福山市と市職労との間の労使交渉に備えた打合せ）を行い（福山市担当職員は出席していない。），同月 12 日から同月 13 日に鳥取県米子市で開催された市職労組織集会（甲 35 の 20，182 頁等参照）で議論した内容を確認し、調整手当の平成 17 年 4 月からの全面廃止に応ずる方向で対応することとし、廃止に伴う財源は、子育てや教育を中心に、福山市の将来を担う子どものための施策に使うことを提言していくなどを確認し、藤井が、平成 16 年 11 月 16 日、市職労に対し、その結果を報告した（乙 50，丙 32，弁論の全趣旨）。

(b) 的場は、同日、17 名が参加して市職労書記局第 2 会議室で開催された「図書館 5 職場合合同による図書館サービスの拡大に向けての会議（中央図書館構想検討）－第 2 回目」に出席し、図書館利用者（市民）サービス向上に向けた取組、指定管理者制度等について協議し、同月 19 日、市職労に対し、その結果を報告した（丙 33）。

h 同月 18 日（木曜日）

戸守、高橋、渡邊、的場、木村、小川及び松岡は、同日、岡田、藤井、新谷及び栄田と共に、市職労会議室で、同月 19 日開催の「（仮称）福山市西部市民センターの建設にかかる検討会議」に備えた打合せを行い（福山市担当職員は出席していない。），松永事業所の位置付け（上記センターと別の場所に設置するのではなく、上記センター内に設置すべきではないか）や駐車場の課題（職員に近隣の駐車場等をあっせんしてもらう手法が執れないか）等について提言していくことなどを確認し、岡田が、同月 18 日、市職労に対し、その結果を報告した（丙 34）。

i 同月 19 日（金曜日）

岡田及び藤井は、同日、11名（うち福山市担当職員は9名である。）が参加して福山市役所東棟4階会議室で開催された「（仮称）福山市西部市民センターの建設にかかる検討会議」に出席し（被控訴人補助参加人は一人も出席していない。），前記hで確認した提言を行うなどし、岡田が、同月22日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、福山市担当職員が上記会議に当たって作成した資料には、出席者として、「当局側9人、組合側2人」と記載されている（乙11、丙35）。

j 同月 24 日（水曜日）

- (a) 小川は、同日、岡田と共に、21名が参加して市職労会議室で開催された放課後児童クラブ業務検討会議に出席し、土曜日の緊急時対応等について協議し、今後の協議結果を後日福山市の社会教育振興課に提言していくことを確認し、市職労に対し、その結果を報告した（丙36）。
- (b) 戸守、渡邊、的場及び松岡は、同日、藤井及び新谷と共に、市職労会議室で就学前（保育所・幼稚園）再整備検討会議を行い（福山市担当職員は出席していない。），福山市の就学前施設の体制整備等について協議し、渡邊が、同月25日、市職労に対し、その結果を報告した（丙37）。
- (c) 高橋は、同月24日、7名が参加して市職労会議室で開催された「合併する沼隈町の公務連絡体制」についての打合せに出席し、連絡体制の見直し、公務連絡体制の確立等について協議し、拠点については、鞆と沼隈に意見が分かれるが、数点の課題が解決されるのであれば、沼隈を拠点として連絡業務を構築していくことなどを確認し、同月29日、市職労に対し、その結果を報告

した（丙38）。

k 同月25日（木曜日）

高橋及び木村は、同日、岡田と共に、5名が参加して市職労第2会議室で開催された市職労の現業評議会学校技術員部会の「学校技術員女性ブロックの新体制の構築にむけた会議」に出席し、女性ブロックの新体制の構築等について協議し、木村が、同月29日、市職労に対し、その結果を報告した（丙39）。

l 同月26日（金曜日）

小川は、同日、岡田と共に、120名が参加して市職労会議室で開催された放課後児童クラブ業務検討会議に出席し、放課後児童クラブの内容充実等にむけて協議し、学校代休日に放課後児童クラブを1日開設することを提言することなどを確認し、同月29日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記会議は、市職労の「放課後児童クラブ全体学習会」として、本件議案集の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている（甲35の183頁、丙40）。

m 同月29日（月曜日）

(a) 高橋は、同日、10名が参加して市職労会議室で開催された清掃職場代表者会議に出席し、各事業所間の収集バランスの均衡、効率的な収集に向けた責任収集体制の充実等について協議し、責任収集体制についての事業所間格差（繁忙日の対応などの応援）などに課題があり、統一的な対応が必要であること、各事業所での休暇の取得方法に課題があることなどを確認し、同月30日、市職労に対し、その結果を報告した（丙41）。

(b) 高橋及び木村は、同月29日、岡田と共に、13名が参加して市職労第3会議室で開催された市職労の現業評議会学校技術員部

会の「学校技術員女性ブロックの新体制の構築にむけた会議」に出席し、女性ブロックの新体制の構築等について協議し、木村が、同年12月1日、市職労に対し、その結果を報告した（丙42）。

(c) 高橋及び木村は、同年11月29日、桑田と共に、18名が参加して福山市役所議会棟第5委員会室で開催された環境事業部労使検討委員会に出席し、事故報告を受けるなどし、ごみ収集の積込み時にカセットボンベ等の有無を確認することが重要であることなどを再確認し、高橋が、同年12月1日、市職労に対し、その結果を報告した（丙43）。

(ウ) 平成16年12月分

a 同月1日（水曜日）

(a) 渡邊及び松岡は、同日、藤井と共に、30名が参加して市職労書記局第1会議室で開催された保育所職場公務労働拡大検討会に出席し、同年10月26日の保育所職場代表者会（前記アの1参照）の議論を踏まえて、公立保育所の役割・機能等について協議し、松岡が、同年12月2日、市職労に対し、その結果を報告した（丙44）。

(b) 小川は、同月1日、岡田と共に、19名が参加して市職労会議室で開催された放課後児童クラブ業務検討会議に出席し、障害児の受け入れについて協議し、障害児の受け入れの実態を把握し、開設時間・指導員体制を検討することなどを確認し、同月3日、市職労に対し、その結果を報告した（丙45）。

(c) 小川は、同月1日、19名が参加して福山勤労青少年ホームで開催された「福山・松永勤労青少年ホーム、福山市勤労女性センター業務検討会議」に出席し、サービスの向上、日常業務の点

検・精査と施設の在り方等について協議し、同月 3 日、市職労に対し、その結果を報告した（丙 4 6）。

(d) 高橋は、同月 1 日、岡田と共に、7名が参加して市職労会議室で開催された「合併する沼隈町の公務連絡体制」についての打合せに出席し、現行人員体制を基本に沼隈支所（3人配置）を拠点に連絡業務を確立していくことなどについて協議し、同月 7 日、市職労に対し、その結果を報告した（丙 4 7）。

b 同月 2 日（木曜日）

的場及び小川は、同日、19名が参加してローズアリーナで開催された体育振興事業団業務検討会議に出席し、サービスの向上、日常業務の点検・精査と施設の在り方等について協議し、小川が、同月 3 日、市職労に対し、その結果を報告した、なお、上記会議は、市職労の「体振分会学習会」として、本件議案集の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている（甲 35 の 183 頁、丙 4 8、弁論の全趣旨）。

c 同月 3 日（金曜日）

(a) 的場及び小川は、同日、9名が参加して備後ハイツで開催された「備後ハイツ・身体障害者体育センター業務検討会議」に出席し、サービスの向上、日常業務の点検・精査と施設の在り方等について協議し、小川が、同月 6 日、市職労に対し、その結果を報告した（丙 4 9）。

(b) 高橋及び渡邊は、同月 3 日、41名が参加して福山市役所本庁 3 階大会議室で開催された「給食士公務労働拡大検討代表者・ブロック窓口合同会議」に出席し、冬季共同作業等について協議し、同月 24 日に各ブロックにおいて学校の環境整備に取り組むことを確認し、高橋が、同月 10 日、市職労に対し、その結果を

報告した。なお、上記会議は、市職労の「給食士部会代表者・ブロック窓口会」として、現評議案集の行動日誌の中に、市職労の活動として明記されている（甲31の42頁、丙50）。

d 同月4日（土曜日）

高橋及び渡邊は、同日午前9時30分から、22名が参加して市職労第1会議室で開催された市職労の保健師部会学習会に出席し、介護予防事業の動き等について協議し、福山市の介護保険課と充分連携をとりながら、保健師としての予防事業になり得るよう検討していくことなどを確認し、渡邊が、同月6日、市職労に対し、その結果を報告した（丙29、51）。

e 同月7日（火曜日）

的場は、同日、岡田及び新谷と共に、38名が参加して人権交流センターで開催された「コミュニティセンター・館の業務内容の確立へむけた全体会議」に出席し、福山市当局から提案のあった土曜日開庁等の討議案等について協議し、平成17年1月からの実施に向けて再度提言を行うことなどを確認し、平成16年12月9日、市職労に対し、その結果を報告した（丙52）。

f 同月8日（水曜日）

(a) 小川は、同日、岡田と共に、19名が参加して市職労会議室で開催された放課後児童クラブ業務検討会議に出席し、冬期休業中に障害児を受け入れるクラブの指導員の体制等について協議し、神村・熊野の2クラブで、指導員が通常時である午後5時30分まで対応できるように、指導員の延長対応時間を振り替えることなどを福山市教育委員会に提言することなどを確認し、同月9日、市職労に対し、その結果を報告した。なお、上記会議は、市職労の「放課後児童クラブ部会常任委員会」等として、本件議案